

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	再生水利用設備等の工事の承認		
根拠法令及び条項	那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程 第10条、第11条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程第10条 (別紙のとおり)		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日の翌日から起算して14日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年2月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 料金サービス課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

○那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程

(再生水利用設備の工事)

第10条 再生水利用設備の新設、改造又は撤去の工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ再生水利用設備工事着手届(第8号様式)で管理者の承認を得なければならない。

2 前項の工事を行うにあたり、利害関係者があるときは、あらかじめ利害関係者の承認を得ておかななければならない。

3 第1項の工事は、那覇市水道給水条例(平成9年12月26日那覇市条例第37号)第8条第1項に規定する指定給水装置工事事業者に施工させなければならない。

4 再生水利用設備の工事に要する費用は、当該工事を行う者の負担とする。

5 再生水利用設備工事の施工に当たっては、道路管理者等の機関の許可を受けなければならない。

(受水設備の工事)

第11条 前条の規定は、利用申請者が行う受水設備の工事に準用する。

2 承認を得た者は、再生水利用設備工事着手届(第8号様式)を提出した後に工事に着手しなければならない。

○那覇市水道給水条例

(給水装置工事の施行)

第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定に基づく指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

○水道法

(給水装置工事)

第十六条の二 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者の指定をすることができる。